

スマート農業推進事業実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、スマート農業推進事業費補助金交付要綱（令和8年3月5日付け農技第2474号。以下「交付要綱」という。）第1条に基づき、スマート農業推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定める。

(実施方針)

第2条 スマート農業推進事業（以下「事業」という。）は、物価高騰の影響低減を目的とし、省力化・低コスト化・高品質化による生産性の向上を図るため、スマート農業等の先進技術を活かした機器類の整備を行う事業実施主体に対して支援する。

(補助対象機器等)

第3条 この事業における補助対象機器類、事業目標は別表のとおりとする。また、事業実施主体や補助対象経費、補助率は交付要綱に定める。

- 2 事業実施期間は原則として1年間とする。
- 3 事業目標年度は事業実施年度の3年後とする。

(事業実施の手続き)

第4条 事業の実施に際しては、次の手続きを経るものとする。

- 1 補助金を要望する事業実施主体は、別途知事が定める日までに様式第1号により、事業実施計画書（別記様式第1号）、誓約書（別記様式第2号）を知事へ提出するものとする。
- 2 事業実施計画の目標は、省力化・低コスト化・高品質化による年間の生産コストの削減状況に基づいて設定するものとする。
- 3 知事は、第1項で提出された事業実施計画の内容を審査し、予算の範囲内で適当と認められるものについて、様式第2号により事業実施計画の承認を事業実施主体に通知するものとする。

(実施計画の変更)

第5条 交付要綱第6条第1項第1号に定める補助金変更等承認申請および同条同項第2号に定める遅延届出を行うときは、あらかじめ前条に準じて、実施計画の変更の手続きを行うものとする。

(推進体制)

第6条 事業の実施に当たり、事業が適正かつ効果的に実施されるように、該当地域を管

轄する農務事務所長は、市町村や農業関連団体等との緊密な連携のもとに事業実施主体を支援・指導し、また、事業実施主体は誠意をもって応じるものとする。

(事業成果の実証等)

第7条 事業採択年度から事業目標年度までの期間、事業実施主体は様式第3号により各年度の事業成果をまとめ、その翌年度の4月10日までに知事へ報告するものとする。

2 知事がこの事業の成果の普及等を図るときは、事業実施主体は、これに関連する数値、画像等の使用などについて協力するものとする。

3 知事は、事業実施計画に示した目標達成が著しく困難だと判断した場合は、事業実施主体に改善計画等の提出を求めることができるものとする。

(書類の提出)

第8条 本要領により知事に提出する書類は、原則として事業実施主体の代表者の所在地を所管する農務事務所を経由して提出するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほかに必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年3月5日から施行する。

別表

<p>補助対象 機器類</p>	<p>スマート農業等の先進技術を活かし、省力化・低コスト化・高品質化による生産性の向上に資する以下に示した機器類。</p> <p>ただし、価格は1機器あたり50千円以上（税別）であり、試験段階ではなく、製品化され、一般に販売されている機器類に限る。</p> <p>①農林水産省「農業新技術 製品・サービス集」「スマート農業技術カタログ」に掲載されている機器類や「スマート農業実証プロジェクト」「戦略的スマート農業技術等の開発・改良」で実用性が検証されている機器類</p> <p>②やまなし次世代農業チャレンジ事業、やまなしスマート農業実装事業にて整備され、有効性が認められる機器類</p> <p>③その他、スマート農業技術等の先進技術を実装し、省力化・低コスト化・高品質化による生産性の向上に資する機器類</p> <p>※ 「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官通知）に該当する機器類は、これに準拠すること。</p>
<p>事業目標</p>	<p>事業実施年度の3年後における年間の生産コストの削減率：10%以上</p> <p>※ 本事業で整備した機器類が、直接活用される生産工程について積算</p>

様式第1号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体（代表者）の所在地
郵便番号
住所
事業実施主体の名称
代表者職・氏名

〇〇年度スマート農業推進事業実施計画の承認（変更・中止・廃止）申請について

〇〇年度スマート農業推進事業を実施（計画変更）したいので、同実施要領第4条第1項（第5条）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

※ 事業実施計画書（別記様式第1号）、誓約書（別記様式第2号）を添付

※ 押印を省略しても差し支えない

様式第2号

番 号

年 月 日

事業実施主体の名称

代表者職・氏名 殿

山梨県知事

〇〇年度スマート農業推進事業実施計画の承認（変更・中止・廃止）について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあったスマート農業推進事業実施計画（の変更・中止・廃止）については、同実施要領第4条第3項（第5条）の規定に基づき承認します。

様式第3号

番 号

年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体（代表者）の所在地

郵便番号

住所

事業実施主体の名称

代表者職・氏名

〇〇年度スマート農業推進事業の成果について

〇〇年度スマート農業推進事業における〇〇年度の成果について、同実施要領第7条の規定に基づき報告します。

※ 事業実施報告書（別添様式第1号）を添付

※ 押印を省略しても差し支えない。

別記様式第1号

〇〇年度スマート農業推進事業実施計画書（兼 事業実施報告書）

事業実施年： 年 月 日提出
 実施1年後： 年 月 日提出
 実施2年後： 年 月 日提出
 実施3年後： 年 月 日提出

1. 事業実施主体について

事業実施主体名	
事業実施主体（代表者）の所在地	〒
代表者職・氏名	

2. 整備する機器類について

商品名		
使用目的等		
販売社名・住所	〒	
整備台数		
単価	税別：	円、 税込： 円
実施要領の別表	該当に○	該当事項
「補助対象機器類」への該当事項		①農林水産省「農業新技術 製品・サービス集」「スマート農業技術カタログ」に掲載されている機器類や「スマート農業実証プロジェクト」「戦略的スマート農業技術等の開発・改良」で実用性が検証されている機器類。（該当ページの写しを添付すること）

4. 事業成果について

事業目標 (10%以上に設定)	年間の生産コストの削減率： _____ % 積算：
〇〇年度 (整備実施年度)	年間の生産コストの削減率： _____ % 積算：
〇〇年度 (事業実施1年後)	年間の生産コストの削減率： _____ % 積算：
〇〇年度 (事業実施2年後)	年間の生産コストの削減率： _____ % 積算：
〇〇年：目標年度 (事業実施3年後)	年間の生産コストの削減率： _____ % 積算：

注1：年間の生産コストの削減率 = $(1 - \text{整備後の年間生産コスト} / \text{整備前の年間生産コスト}) \times 100$

注2：本事業で整備した機器類が、直接活用される生産工程について積算する。

5. 添付書類

(1) 事業実施計画書の提出時

- ① 補助対象機器類のカタログや仕様書など（メーカーや型式・能力などが分かるもの）
- ② 補助対象機器類の見積書の写し（交付要綱第7条第1項のただし書きに基づく場合は原則2者以上）
- ③ 実施要領の別表「補助対象機器類」への該当事項に関連した書類の写し（必要に応じて提出）
- ④ 定款や規約など事業実施主体の概要が分かるものの写し（代表者名、所在地、連絡先、団体設置目的、構成者、創設日など）
- ⑤ 同様の用途の機器類を複数台整備する場合の理由書（必要に応じて提出）
- ⑥ その他、知事が必要と認める書類

(2) 事業実施報告書の提出時（補助対象機器類の整備を実施した年度のみ添付）

- ① 発注書もしくは契約書の写し
- ② 納品書の写し
- ③ 請求書の写し
- ④ 支払いを証明する書類の写し（銀行振り込みなど第三者が支払いを証明できる書類。現金払いによる領収書は不可）
- ⑤ 補助対象機器類のカラー写真（機器全体、メーカー・型番が分かるもの）
- ⑥ 補助金振込先の預金通帳などの写し（金融機関名、支店名、口座種類・番号、口座名義が分かるもの）
- ⑦ 財産管理台帳（交付要綱第15条第3号に基づく様式第13号）の写し
- ⑧ 補助対象機器類の管理運営に係る規約の写し（管理責任者名、保管場所、故障時の修理費用の負担、日常の点検・整備など）
- ⑨ その他、知事が必要と認める書類

別記様式第2号

誓 約 書

私は、スマート農業推進事業費補助金（以下、「補助金」という。）の申請要件をすべて満たしており、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要とする場合は、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合や、補助条件を満たさなくなった場合は、補助金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
- 本事業において取得した財産の処分等については、補助金交付要綱等に従うことを承諾します。
- 同一の対象機器、経費等で、国県及び市町村が実施する設備導入等に係る他の補助制度と併用して交付を受けません。また、併用して交付を受けた場合は、県へ補助金の返還をします。
- 補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦するといった不正な行為に加担していないこと及び今後も加担しないこと。
- 補助事業が、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って適正に実施されていることを確認するため、県が必要に応じて実施する現地調査や求められた追加書類の提出について協力します。
- 補助金にて整備した機器類等については、その品質や安全性を十分に確認するとともに、財産処分制限期間を経過するまで、故障時には直ちに修繕し、誠意をもって継続活用します。

年 月 日

山梨県知事 殿

〔 事業実施主体（代表者）の所在地 〕

住 所 〒

〔 事業実施主体の名称、代表者の職・氏名 〕

(ふりがな)

氏 名

印

〔 事業実施主体の代表者の性別 〕

性 別 (男 ・ 女)

〔 事業実施主体の代表者の生年月日 〕

生年月日 (昭和・平成) 年 月 日